

第八号様式(第七十三条関係) (昭五九運令一八・平元運令二四・平一二運令三九・平一四國交令七九・平一八國交令三〇・令元國交令二〇・一部改正)

(表)

第 号	立入検査証	官 職 氏 名
		船舶のトン数の測度に関する法律第十二条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。
		地方運輸局長 年 月 日発行
		運輸監理部長 年 月 日限り有効
		地方運輸局運輸支局長
		地方運輸局海事事務所長
		運輸監理部海事事務所長
		地方運輸局運輸支局海事事務所長
		沖繩総合事務所長
		運輸事務所長

(日本産業規格 B 列 8 番)

船舶のトン数の測度に関する法律抜すい

(立入検査)

第十二条 国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、国際トン数証書（条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む。）、国際トン数確認書その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
い。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

二 第十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者